

お客さま各位

株式会社荘内銀行

外国送金をご利用のお客さまへのお願い

平素より、荘内銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行は、本邦外為法や米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を実施しております。つきましては、外国送金等のお申し込みの際には当該外国送金等が北朝鮮およびイランに関連するお取引ではなく、米国OFAC規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置に該当しない旨を確認させていただくため、お取引内容のご説明や確認資料のご提示などをお願いし、詳細な内容をご確認させていただく場合がございます。

また、お取引内容のご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明やご提示資料を精査した結果、当行よりお取引をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 北朝鮮・イラン関連のお取扱い

現在、日本では国連安保理決議等を受けて、外国為替および外国貿易法に基づき経済制裁措置を講じています。これに関し、当行では、全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとの直接・間接のお取引はお受け付けしておりません。

また、下記「①・②」に該当する場合にはインボイスや原産地証明書などの資料をご提出いただく場合がございます。

なお、上記以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載、または下記規制に該当しない旨の申告等をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

① 受取人住所・受取銀行所在地・原産地・船積地・仕向地（仲介貿易の場合）が下記の中国東北3省に該当する場合

遼寧省（LIAONING）、吉林省（JILIN）、黒竜江省（HEILONGJIANG）

② お取引の目的が貿易・仲介貿易の場合で、商品の品目が以下16品目に該当する場合

あさり、ウニ、さるとりいばらの葉、まつたけ、毛ガニ、ズワイガニ、しじみ、赤貝、えび、なまこの調整品、ウニの調整品、ひらめ、あわび、タコ、はまぐり、カレイ

2. 米国OFAC規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人

に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

国内でお受けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引などは規制対象となり、お客さまのお取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下記のようなお取引は当行ではお受けしておりませんので、これらに該当しないことに十分にご留意とご確認をお願い申し上げます。

《OFA C規制上の理由により当行でお取扱いができないお取引》	
米ドル建	① お取引当事者*の所在地、関係国*、関係地*などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ベネズエラが含まれているお取引 ② 米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などに関与するお取引
米ドル建以外	上記①もしくは②に該当し、かつ米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

※ お取引当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社（運営者）などを指します。また、関係国ならびに関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍などを指します。

3. その他当行でお取扱いできないお取引について

その他、当行におきましては次のお取引についてはお取扱いしておりませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当行に預金口座を保有されていないお客さまの外国送金
- (2) 送金原資及び送金目的の情報提供にご協力いただけないお客さまの外国送金
- (3) 送金目的に違法性がある取引に関する外国送金

(例)

- ・オンラインカジノに関する外国送金
- ・金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者とのFX取引または有価証券投資等に関する外国送金
- ・麻薬・拳銃・児童ポルノ等輸出または輸入が禁止されている物の貿易に関する外国送金
- ・ワシントン条約等で禁止された動植物の輸入等に関する外国送金等

- (4) 送金依頼人または受取人が「資金移動業者^{※1}」、「仮想通貨関連企業」、「地下銀行^{※2}」である外国送金

※1 資金移動業者とは、銀行等の預金取扱金融機関以外の者で小口の為替取引を主業として営む者のこと

※2 地下銀行とは、銀行法等に基づく免許を持たず、不正に海外に送金する業者のこと

- (5) 犯罪収益の收受や詐欺事案等に関連する外国送金
- (6) 真の送金人・受取人が別途存在する等（同居の親族等以外を代理人とする送金を含む）、その実態が不明な外国送金
- (7) 送金内容に矛盾がある等、真偽に疑義のある外国送金

(8)複数名による「とりまとめ送金」等、犯罪収益の収受にあたる可能性がある外国送金

4. ご提出をお願いする資料の例

【外国送金の目的に関する資料】

ご提示をお願いする資料	
送金原資	売上金・給与等、送金の原資が確認できる資料 ※現金を送金原資とする外国送金の受付は、原則お断りさせていただきます。
送金目的	貿易全般 公的な貿易手続書面等、および請求書 (例) 輸入許可証、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN) , 船荷証券 (BILL OF LADING) 等、および請求書 (INVOICE) ※ 送金目的をご申告いただくとともに、商品の品目、原産地、 船積地、仕向地等を確認させていただく場合がございます。
	生活費 ご依頼人とお受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料等
	学費 授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料等
	医療費 医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料等
	宿泊費・渡航費 ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料等
	投資 投資を行うに当たっての契約書等
	不動産売買 売買契約書等
	ご自身の外国銀行 口座との振替 通帳や口座の内容を確認できる資料等

※ 追加資料のご提出をお願いする場合がございます。

※ お伺いした内容やご提出いただいた書類については原則、内容の記録またはご提出書類の写しをいただきます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社荘内銀行 事務管理室 市場国際管理センター TEL:023-626-9123